

基本施策の体系の見直し（案）

資料 2

現在、令和 3 年度から令和 6 年度までを計画期間として令和 2 年度中の策定に向け検討を進めている『第三次葉山町教育総合プラン』との整合を図るため、次のとおり基本施策の体系を変更する。

